
休眠預金等活用法に関する規定

1. (対象預金)

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、自由金利型定期預金(大口定期預金)、自動継続自由金利型定期預金(大口定期預金)、変動金利定期預金、自動継続変動金利定期預金、積立式定期預金、定期積金、総合口座

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当社は、前記 1. の預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、前記 1. の預金について後記①～②に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったとき
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく預金種別の変更および移管があったこと
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記(1)～(5)に掲げるいずれかの事由が生じたこと

3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 前記 1. の預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当社ウェブサイトおよび前記 2. に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日
 - ③ 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までには通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
 - ④ 前記 1. の預金等が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、後記①～⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される

日とは、当該①～⑥に掲げる事由に応じ、当該①～⑥に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に後記A～Gに掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - C 預金者等から、この預金について後記a～bに掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - D 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったとき
 - E 預金者等からの申し出にもとづく預金種別の変更および移管があったこと
 - F 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと
 - G 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前記①～②に掲げるいずれかの事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

4. （複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の最終異動等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前記3.(2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

5. （休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) 前記1.の預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき前記1.の預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金

等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

- ① 前記1.の預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② 前記1.の預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当社は後記①～②に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当社が前記1.の預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前記(3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上